

CLAIR REPORT

ハンガリーの地方自治

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 171 (JULY 24, 1998)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団
法人

自治体国際化協会

目 次

はじめに	1
第1章 ハンガリー共和国の概要	2
第2章 ハンガリーの略史	4
第1節 ハンガリー国家の成立	4
第2節 トルコの進出とハプスブルグ家の支配	4
第3節 両大戦間期のハンガリー	5
第4節 共産主義時代	6
第5節 東欧の改革と共和国の成立	7
第3章 国政の仕組み	8
第1節 国会	8
第2節 大統領	9
第3節 内閣	9
第4節 国政選挙制度	9
第5節 政党	12
第4章 地方公共団体の構造とその機能	16
第1節 地方公共団体の構造	17
第2節 地方公共団体の機能	19
第3節 地方選挙	22
第4節 地方議会と議員	24
第5節 行政部門	26
第6節 国と地方の関係	27
第5章 地方税財政制度	30
第1節 国家経済の状況	30
第2節 国家財政の状況	30
第3節 地方税財政制度の動向	31
第4節 地方財政 — 歳出	32
第5節 地方財政 — 歳入	34

第6節 地方税制度	40
補章 地方自治法訳文	44
参考文献.....	70

はじめに

ドナウ河によって東西に分けられた首都ブダペストは、かつて、中世ヨーロッパ最大の都として、栄華を極めていた。その面影は、今も、王宮の華麗さなどに残されている。

ハンガリーという国は、歴史に登場してから、中世の繁栄、そして、ハプスブルグ家による大国の形成など、その変遷はめまぐるしいものがあつた。ヨーロッパ大陸のほぼ中央に位置し、現在でも、スロバキア、オーストリア、スロベニア、クロアチア、ユーゴスラビア、ルーマニア、ウクライナの7つの国に国境を接し、そのほかにも、チェコ、ポーランド、ドイツとも近接しており、まさに、人と文化が行き交う国である。

ハンガリーは、第2次世界大戦以後はソ連圏に属していたが、ほかの東欧諸国とともに、1980年代後半から民主化が進められ、1988年から1989年にかけて複数政党制の導入、労働組合のスト権承認、新会社法の制定、証券取引所などの改革を行った。そして、同時に、住民によって選ばれた地方議会が創設され、地方自治体がつくられていったのである。

自治体国際化協会ロンドン事務所では、東欧諸国調査に着手し、1996年6月に、ハンガリーを訪問調査した。ハンガリー内務省、EU代表事務所、3つの自治体の訪問を行って、7年前に誕生した地方自治が確かに根付き始めている事実を確認した。高いインフレ率と失業率に悩みながらも、自主財源、一般財源を増やすために地方税を導入しようとする努力、また、サービスレベルの均衡を図るために地方交付税に相当する国庫補助金制度を導入するなど、地方自治の途上にある国を調査することで、地方自治の本来の姿とは何なのかを考えるきっかけを与えられたとも言える。

本レポートは、自治体国際化協会ロンドン事務所 稲沢克祐所長補佐（群馬県）と青田安紀子所長補佐（大阪府）が共同して、執筆した。

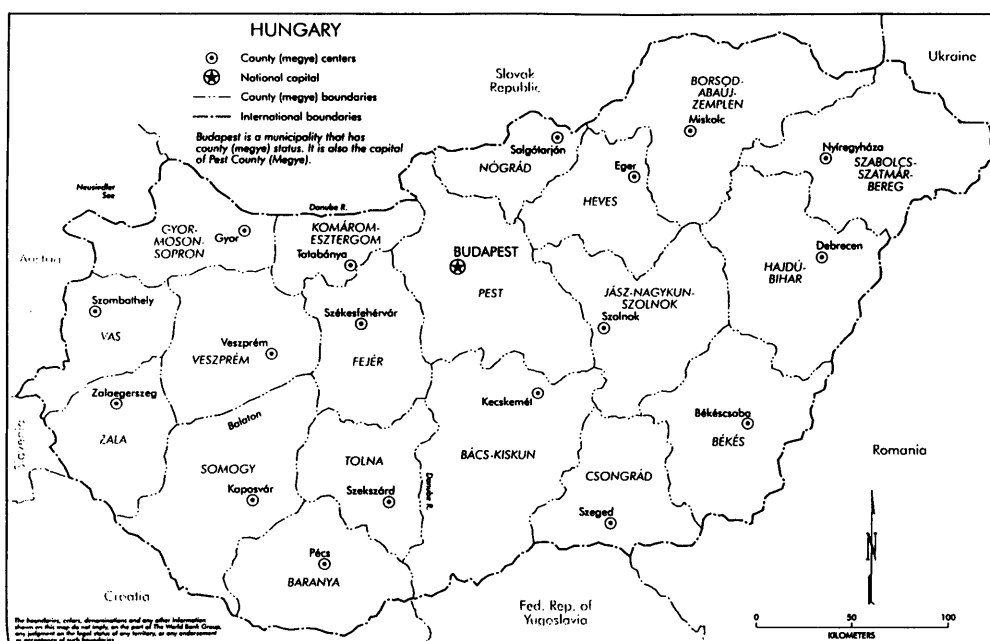
なお、ハンガリー訪問の際に、法政大学の羽場久滉子教授に、指導と貴重な資料の提供をいただいた。

第1章 ハンガリー共和国の概要

ハンガリー共和国は、ヨーロッパ中央部のカルパチア盆地に位置し、その国土は面積約 9 万 3 千 km²（日本の約 4 分の 1、ヨーロッパの 1%）で、スロバキア、ウクライナ、ルーマニア、旧ユーゴスラビア、クロアチア、スロベニア、オーストリアと国境を接している。北と東はカルパチア山脈、西はアルプスに囲まれている。地形は、西がやや高く東に向けて次第に低くなる盆地状で、国土の約 5 分の 4 は緑豊かな平地である。国土の中央を、ドナウ川とその支流のティサ川がほぼ並行して北から南に流れ、その流域に地味のよいハンガリー平原が広がっている。気候は、国土の大半が温帯気候に属するが、大陸型気候で、冬季の寒さはかなり厳しい（首都ブダペストの 1 月の平均気温は -1.2℃）。

人口は約 1,021 万人で、そのうち 200 万人余りが首都ブダペストに住んでいる。

主要産業は、肥沃な広い土地に恵まれた農業と牧畜で、食糧は自給でき輸出も多い。主要農産物は、小麦、大麦、とうもろこし、じゃがいも、てんさい、葡萄。その他の主要産業は、鉱業、金属、機械、車輛、食品加工、繊維、医薬品等。ボーキサイトなどの他は、天然資源にはあまり恵まれていない。市場経済制度は共産主義政権のもとでも一部実施されていたので、国営企業の民営化も比較的順調で、中小企業育成や外国企業の誘致にも力を注いでいる。経済の自由化が進められる中でインフレや失業といった新しい困難も味わっているが、経済の成長も早く、国民は中東欧諸国の中でも高い生活水準を享受していると言われている。



<参考> ハンガリーの主要統計数値

面積	93,000km ² (ヨーロッパの1%、日本の約4分の1、 耕地面積比 56.8%)
人口	10,214,000 人 (1996 年)
人口密度	110 人/ km ² (1995 年)
主要民族	マジャール人 (96.6%)
言語	ハンガリー語 (マジャール語)
宗教	カトリック 65%、プロテスタント 25%、 ギリシア正教、ユダヤ教
人口増加率	-0.6% (1985～92 年平均)
年齢別人口	0～15 歳 : 18.5% 16～64 歳 : 67.6% 65 歳以上 : 13.9% (1992 年)
都市人口率	65% (1995 年)
1 人当たり国内総生産	4,030 \$ / 人 (1994 年)
総輸出額	96 億 \$ (1990 年)
総輸入額	86 億 \$ (1990 年)
経済成長率	1.7% (1985～92 年平均)
失業率	12.3% (1992 年)
産業別人口	農業 : 19.3% 工業 : 33.0% サービス業 : 47.7% (1992 年)

第2章 ハンガリーの略史

第1節 ハンガリー国家の成立

言語上、フィン・ウゴル語族に属するマジャール族が現在ハンガリーのあるカルパチア盆地に到着したのは、民族大移動の末期、紀元 900 年頃のことである。それ以前のマジャール族の歴史については定かではないが、紀元 500 年頃にウラル山脈の麓でウゴル族から独立して単独の民族を構成し、その後諸民族の圧迫を逃れてヨーロッパへ移動したと考えられている。このため、ハンガリーはヨーロッパでは珍しいアジア系の人々の国で、日本にも親近感を抱いている。

支配者アールパードに率いられたマジャール人は、優れた機動力をもった騎馬民族で、各方面に遠征し、フランク王国に侵入したり、大モラヴィア国を征服したりしたが、955 年にドイツ軍に破れた後は定住生活を営むようになった。

アールパードの子孫であるゲーザは、ヨーロッパの発展に参画し、その息子イシュトヴァーン王は、キリスト教に改宗してローマ教皇から王冠を受け、国民をキリスト教化した。また、フランク王国にならって行政組織を確立し、国家建設に努めた。こうしてハンガリー王国は西欧の社会モデルと価値秩序に適応し、半遊牧民であった人々の生活様式も牧畜から農耕へと変化していった。対外的には、11 世紀末までに北のスロバキア、東のトランシルバニアを領土とし、12 世紀はじめには南西のクロアチアにも宗主権を認めさせ、東欧の大国となった。

しかし、1241 年～1242 年のモンゴル軍の侵入により大打撃を受け、その後の国土再建には成功したものの、国内の大領主の勢力が増大し、1301 年にアールパード朝が消滅した後は、大領主と他のヨーロッパの王家により、激しい争いが続いた。結局、アールパード王家につながるアンジュー家が王位を継承し、特にラヨシュ I 世は内政改革と国外遠征に成功し、14 世紀後半のハンガリーは北海、黒海、アドリア海に接する大帝国となった。

第2節 トルコの進出とハプスブルグ家の支配

しかし、ラヨシュ I 世の死後、政情は次第に不安定になり、オスマン・トルコのヨーロッ

パ進出がハンガリーにも脅威を及ぼし、大領主の対立も激しくなった。さらに1526年、トルコとのモハーチの戦いで大敗を喫し、ハンガリー王国は消滅、ブダがトルコの手落ち、ハンガリーは3つの部分（ハプスブルグ家の支配地域、トルコの占領地、トランシルバニア公国）に分割された。ハプスブルグ家とトルコは旧ハンガリーをめぐって争ったが、遂にハプスブルグ家がトルコ軍を放逐し、1699年のカルロヴィツの和約でハプスブルグ家は旧ハンガリー王国領のほとんどを支配下に収めた。この支配に対してラーコーツイ2世に率いられた土着貴族が反ハプスブルグ蜂起を起こしたが、1711年のサトマールの和約によりハンガリーは再びハプスブルグ家に支配された。しかし、その支配の中でも、ハンガリーの伝統的憲法や貴族の特権、信教の自由は認められ、貴族によって構成された封建的だが独立した議会を維持し、地方自治制度コミタート（県）は中小地主の特権を守るのに役立った。こうした貴族階級の諸々の特権や再版農奴制は、近代的な大土地所有の形成と近代化を妨げることもあった。

18世紀末には、フランス革命とナポレオンの影響で、マジャール人の間に次第に民族的自覚が高まった。1848年3月、ハンガリー議会は、独立した責任内閣、言論・出版の自由、教育の民主化、陪審裁判制の採用などの政治的改革とともに、農奴解放、法の前の平等などを内容とする一連の改革法を成立させ、革命家たちの要求を受け入れた。これに対し、オーストリア（ハプスブルグ）皇帝は同年10月6日にハンガリーに宣戦布告し、ロシア軍の援助も受け、1849年8月にハンガリー軍を降伏させた。独立戦争に失敗したハンガリーは、オーストリアの軍政下に置かれ、民族的自由も奪われた。しかし、その後、1867年にオーストリアとハンガリーの間にアウスグライヒ（和協）が成立し、オーストリア＝ハンガリー二重帝国が成立した。ハンガリーは歴史的国境の内部で独自の憲法、議会、政府を持つ国家となったが、オーストリア皇帝がハンガリー国王を兼ね、外交、国防、財政は共通に処理されることになったのである。こうして、ハンガリーでも資本主義的経済構造の発展が開始し、大量の外国資本も投下されるようになった。

第3節 両大戦間期のハンガリー

第一次世界大戦が勃発すると、オーストリア＝ハンガリー二重帝国は、ドイツとともに参

戦したが、1918年の敗戦により崩壊。その後、市民民主革命により成立した共和国、共産主義的ソヴィエト共和国を経て、旧二重帝国の海軍提督であったホルティを摂政とするハンガリー王国が誕生した。しかし、この新政権は1920年に戦勝国との間でトリアノン条約に調印せざるを得ず、旧領土の約72%、人口の約64%を失って、多数のハンガリー人が少数民族として国境外に残されることとなった。ホルティ自らはファシストではなかったが、失った旧領土を回復することを望んで、枢軸側に近づいていった。その結果、1938年から1941年にかけて旧領土の一部を取り戻すことができたが、1940年には日独伊三国軍事同盟の一員として第2次世界大戦に参戦することになった。ドイツの形勢が不利になるとハンガリー政府は戦争から脱出しようとし連合国側と接触したが、このような態度に疑念を持ったドイツがハンガリーを占領。ハンガリーはその後もソ連との休戦協定に調印するなど努めたが、結局、ドイツ軍が極右派の矢十字党にクーデターを行わせて、ホルティを逮捕し、元首の地位から追放した。この後1945年4月にソ連軍がドイツ、ハンガリー両軍を追放するまで、ハンガリーは戦場と化したのであった。

第4節 共産主義時代

1944年12月、ソ連軍によって解放されていた東部ハンガリーに親ソ派の臨時政府が誕生し、1945年4月に首都ブダペストに移った。1946年2月には王制を廃止して共和国が樹立され、1947年2月には政府代表者がパリ講和条約に調印した。この条約により、ハンガリーの国土は事実上トリアノン条約締結時の範囲まで縮小された。

ハンガリーでは1945年に最初の完全な普通選挙が実施され、小地主党が245議席、共産党が70議席を獲得した。しかし、1947年の総選挙では共産党が第一党に進出し、共産党に対抗する野党はわずか2政党にすぎず、これらの政党も解散を強いられ、実質的に共産党の一方独裁が実現した。1949年8月にはソ連型の憲法が採択され、幹部会を設置、政治機関は党の支配下に置かれた。議会は形骸化し、憲法で規定された幅広い市民権は実際には保証されていなかった。

共産党指導部とその体制に対する国民の不満と自由への要求は、1956年10月23日から始まるハンガリー動乱を引き起こした。この動乱は13日間続いた後、ソ連軍によって鎮圧され、

新政府の指導者らが処刑されるという結末に終わった。こうしてソ連の支持の下で、独裁体制が復活した。

第5節 東欧の改革と共和国の成立

ハンガリー動乱の後、指導者カーダール・ヤーノシュはソフトな独裁体制をとり、政情は安定していたが、国民の自由とより豊かな生活を望む声は高まり、多党制の要求も強まっていった。そして、1989年の東欧民主化の波の中で、10月23日、改正憲法を施行して、共和国の樹立を宣言し、多党制、大統領制を採用することによって、共産党による一党独裁体制に終止符を打った。

1990年春には総選挙が行われ、ハンガリー民主フォーラムが最大党となり、同党の党首が首相に就任した。1994年の総選挙ではハンガリー社会党が第一党となり、自由民主連合との連立政府を成立させた。社会党党首ホルン・ジュラが現在も首相を務めている。大統領には、1990年8月に選出されて以来、グンツ・アールパードが就いている。

第3章 国政の仕組み

旧東欧諸国の改革の年となった1989年の10月23日に、ハンガリーは改正憲法を施行し、共和国樹立を宣言した。共産党は自ら一党独裁制を放棄し、複数政党制、大統領制が導入された。

1990年春には、前年に制定された選挙法によって改革後最初の国政選挙が実施され、ハンガリー民主フォーラムが最大党となった。また、同年8月には議会によってグンツ・アールパードが大統領に選出された。

2回目の国政選挙は1994年春に実施され、第一党のハンガリー社会党が自由民主連合と連立政権を成立させた。現在、社会党党首のホルン・ジュラが首相を務めている。

第1節 国会

第2次世界大戦以降、ハンガリーの議会は一院制を採用している。1990年の複数政党制の下での自由選挙により、ハンガリーの民主的な議会制度が回復した。憲法によると、国会は国権の最高機関であり、国民の代表であって、国民主権に由来する権力を行使する（それ故、議員が任期中に所属政党が変わってもかまわない。）。

議員定数は386名、議員の任期は4年である。総選挙後1ヶ月以内に就任のための会議が大統領によって召集される。議会の役員は、議長、副議長3名、書記8名である。通常国会が年2回（2月1日から6月15日までと9月1日から12月15日まで）開催されるほか、特別国会も開催される。会議は、通常は公開だが、3分の2の多数をもって秘密会にすることができる。定足数は、議員定数の半数であり、憲法改正及び特に重要な意思決定には総議員の3分の2以上の賛成を必要とする。議会は、大統領、首相、憲法裁判所判事、オンプズマン、民族少数派の国会特使、最高裁判所裁判長、検察庁長官を選出する。国会の日常の機能は委員会によって執行される。

議会の解散は任期満了の他、議会自身による解散と大統領による解散の2種類が憲法によって定められている。内閣には議会を解散する権限はない。大統領が議会を解散できるのは次の2つの場合である。第1は、議会が1年間に4回以上内閣不信任案を可決させた場合、

第2は、議会が大統領による最初の首相候補指名から起算して40日たっても首相を選出しない場合である。

第2節 大統領

大統領はハンガリーの国家元首である。大統領を選出し、罷免する権限は議会が有する。選出及び罷免には国会議員の3分の2以上の賛成が必要である。ただし、選出にあたっては、2度の投票によっても決しない場合は、第2回目の投票で多数を得た方が当選となる。大統領の任期は5年で、再選は可能だが、連続2期が限度である。

大統領は、議会が可決した法案を15日以内に署名して公布する義務がある。法案に反対の場合は議会に差し戻すことができる。ただし、議会が再度可決すれば大統領は法案に署名しなければならない。この場合、大統領は法案を違憲であるとして憲法裁判所に送付することによって対抗することができる。

第3節 内閣

議院内閣制が採用されており、内閣は議会に対して責任を負う。

首相の選出は議会の権限であり、議会は大統領の指名に基づき首相を選出する。ただし、首相以外の閣僚は首相によって指名され、大統領が任命する。また閣僚の罷免権も首相が有する。

議会は内閣に対して不信任決議権を有するが、この権限を行使する際は、新しい首相候補者を含んだ不信任案を提出しなければならない。したがって、内閣不信任案の可決は新首相の選任も兼ねており、これにより政府の長期安定を保障している。内閣不信任案の成立には、議員の多数の賛成が必要である。

第4節 国政選挙制度

ハンガリーでは、第2次世界大戦以後、完全な普通選挙を実施しており、18歳以上の男女

が等しく選挙権を有する。国政選挙は小選挙区制と比例代表制の2つが独自に行われる並立制で、386の議席が以下の3種類の選挙区に分けられている。全ての有権者は、小選挙区の立候補者個人への投票と、地方比例区の政党に対する投票の2種類の投票を行う。

1 小選挙区

個人候補による選挙区で、議席数176が割り振られている。

立候補するためには、選挙区内の有権者から750名分以上の推薦書を集めなければならない。しかし、推薦者の詳細が示されることになるため、秘密投票の原則に抵触するのではないかという議論がある。

投票は個人名で行われ、有効投票数の過半数を獲得した候補者が当選する。しかし1回の投票で当選者が決定するのは稀であり、1994年選挙の場合はわずか2人にすぎなかった。第1回目の投票で当選者がなかった場合は、再投票が行われる。再投票には第1回目の投票で有効投票数の15%以上の得票率を得た立候補者が残るが、この条件を満たす候補者が3名に達しなかった場合には、得票率で上位3名の候補者が残る。再投票に残った者は、立候補を辞退することも可能である。ただし、その場合でも候補者は追加されない。再投票の結果、最高得票を獲得した者が当選するが、少なくとも25%の投票率が必要である。

2 地方比例区

政党別名簿による比例代表制で、152の議席が割り振られている。19のカウンティと首都ブダペストの計20の区に分けられ、各区の定数は有権者数に比例して割り振られている。各区に属する小選挙区の4分の1以上（少なくとも2つ）で候補者を立てている政党のみが比例区に参加できる。

投票は政党名で行われ、得票率により議席が配分される。ただし、最低得票率条項が存在し、地方区での有効投票を全国集計し、その5%以上の得票率を得た政党のみが、地方区での議席配分を受けることができる。

3 全国区

死票復活のための比例代表全国区であり、この区のための投票は行われない。（定数は58

議席である。) 少なくとも 7 つの地方比例区に参加した政党のみが、この全国区に参加できる。

分配の基礎となる票は 2 種類ある。1 つは小選挙区で落選した候補に与えられた第 1 回目の得票数であり、もう 1 つは地方比例区で議席の割り振り後の残余票である。この死票及び残余票が全国集計され、各政党に分配される。配分される議席は、全国区の定数の 58 議席に地方区での配分未了議席が加えられた数である。1990 年で 32 議席、1994 年で 27 議席が地方比例区から全国区に回された。

これまで 2 度行われた国政選挙の結果は、次のとおりである。

・ 1990 年

第 1 回目 (3 月実施) : 投票率 65.0%

第 2 回目 (4 月実施) : 投票率 45.5%

ハンガリー民主フォーラムが 165 議席を獲得して第 1 党となり、小地主党 (44 議席) 及びキリスト教民主国民党 (21 議席) との連合政府を形成。自由民主同盟は 92 議席を獲得したが、その後、国会の開会までに 94 名に増加、国会内の最大野党となった。ハンガリー社会党は 33 議席を獲得し、青年民主同盟は 21 議席を獲得し、その後の 1 議席追加により、国会開会時は 22 議席になった。

・ 1994 年

第 1 回目 (5 月 8 日実施) : 投票率 68.9%

第 2 回目 (5 月 29 日実施) : 投票率 55.1%

ハンガリー社会党が 209 議席 (54.14%) を獲得して絶対多数を占め、7 月には自由民主連合 (69 議席) との連合政府を成立させた。第 1 回選挙で第 1 党となったハンガリー民主フォーラムは、38 議席を獲得。また、小地主党は 26 議席、キリスト教民主国民党は 22 議席、青年民主同盟は 20 議席をそれぞれ獲得した。

国政選挙結果（国会開会時点の政党別国会議員数）

政 党	1990 年	1994 年
ハンガリー社会党	33 (8.5%)	209 (54.1%)
自由民主同盟	94 (24.3%)	69 (17.9%)
ハンガリー民主フォーラム	165 (42.7%)	38 (9.8%)
小地主党	44 (11.4%)	26 (6.7%)
キリスト教民主国民党	21 (5.4%)	22 (5.7%)
青年民主同盟	22 (5.7%)	20 (5.2%)
その他	7 (1.8%)	2 (0.5%)

出典：Fact Sheets on Hungary 8（ハンガリー外務省作成）

第5節 政党

1949年の総選挙以来一党独裁体制が続いていたハンガリーにとって、多党制の復活は、1980年代末の政治的変化の最も大きな特色の1つである。

1988年に共産党指導部の一新が行われて以後、反対勢力は伝統的な政党の復活を目指して活動を活発化し、同年末には複数の政党が存在していたが、法律上はその機能を認められていなかった。

1989年2月、共産党は多党制を承認し、同年春には平和的な政治制度移行を実現するため、反対派勢力による円卓会議が開かれた。これは最終的に、同年9月、共和国大統領選挙、国会議員選挙、政党の運営と財政管理、憲法裁判所、国家会計検査院、及びこれらを取り入れた内容の憲法改正の6つの重要法案を国会に提出することで合意に達した。一方、円卓会議後まもなく、ハンガリー社会党が形成された。この党は共産党を法的に継承するが、共産党とは政治的に決別することを宣言した。

1989年のもう1つの重要事項は、政党法の採択である。政党法では、「政党は国民の結社の自由にに基づき設立される組織であり、国民の意思形成及びその表明のために、また国民の政治参加のために組織的枠組みを提供する。」と定められている。政党の運営と財政の規定によると、政党は職場において組織を設立したり、運営したりすることはできない。さらに

1992 年の改正法は、政党運営についてより厳しく規定し、軍と警察の正規構成員は政党内で主導権を握ってはならないとした。同じくこの改正法は、政党の財産分配の手続きについて詳しく規定し、政党が有する財産及び歳入の範囲を定め、国家助成金の分配、政党が国家助成を受けることのできる条件、及び政党の財政への監査について具体的に規定した。これによると、政党が国家助成を受けるためには、議会選挙で少なくとも 1%以上の投票数を獲得しなければならない。また、政党の財産は、党員からの党費収入、国家予算から割り当てられる助成金及び無償供与された不動産、法人、非法人企業、及び個人からの金銭の寄付、個人の意思によって政党に寄付された不動産、政党によって設立された企業及び単一所有者型の有限会社からの課税後利益から成る。

政党は、裁判所で正式に登録されてから活動を開始できる。1990 年総選挙までに正式に登録された政党数は 65 であったが、1993 年時点では 92 に上っている。1990 年総選挙により国会議員を出すことができた党は 6 政党であったが、国会を構成する政党から新政党が組織され、無所属議員も新政党に加わったため、1994 年の任期満了までに国会を構成する政党数は 15 に上った。また、1990 年の国会召集時に 7 名であった無所属議員は、1994 年までに 27 名に上っている。

1993 年 12 月の選挙法の改正により、比例区での最低得票率条項がそれまでの 4%から 5%に引き上げられた。また、主要 6 政党の他、労働者党、共和国党、農業同盟、ハンガリー正義・生活党の 4 政党は、1994 年の比例区での投票結果により国家助成を受けることができる。また、1994 年の選挙の結果、1990 年の選挙により国会を構成した 6 政党は引き続き議員を出し、最大多数のハンガリー社会党が第 2 党となった自由民主同盟と連立政府を結成した。この連立により、同政権は議席の 72%を獲得した。この選挙結果に基づき、大統領グンツ・アールパードはハンガリー社会党党首ホルン・ジュラを首相に指名、組閣を要請した。主要 6 政党の概要^(注)は、次のとおりである。

(注) 政党名は、Fact Sheets on Hungary による。

1 ハンガリー社会党 (略称 : MSZP)

旧共産党の改革派と中間派によって形成された党で、法的にも旧共産党を継承する。党員数約 4 万人 (1994 年)。1989 年 10 月 7 日結成。

細胞（党員 3 名以上で構成）、地区組織（細胞は地区組織に属する）、カウンティ連合（地区組織の代表によって構成される連合体で、地区組織の上部組織ではない）、党大会という階層的内部構成を持つ。最高代表・意思決定機関は、少なくとも 2 年ごとに開催される党大会である。全国代議員会は党員集団の代表・監査機関である。党の全国レベルにおける執行・指導機関は、全国幹部会である。

主要政党の中では、自己調達資金が政治資金助成額に比肩しうる唯一の党である。

2 自由民主同盟（略称：SZDSZ）

自由主義的な反共産党勢力によって 1988 年 11 月 13 日に設立され、1990 年 1 月 18 日に正式に登録された。党員数約 3 万 2,000 人（1993 年）。

最高意思決定機関は代議員総会であり、党のプログラム及び財政を決定し、主要文書を採択し、主要役員（党首、執行意思決定機関である幹事、政治的意思決定機関である全国評議会の 20 名の委員）を選出する。

収入の約 9 割が国家助成である。

3 ハンガリー民主フォーラム（略称：MDF）

民族主義的反対派と旧共産党の改革派から成り、1988 年 9 月 3 日に設立された（ただし、その前身が 1987 年 9 月 27 日に設立されている）。党員約 2 万 8,000 人（1993 年）。

政治的意思決定・監査機関として、2 つの全国集会の閉会中に活動する全国代議員会がある。代議員会開催期間以外の時期には、全国幹事会が党の政策を指揮する。この幹事会が、全国集会と代議員会の決定を執行する。

政治資金の 6 割を国家助成に頼っている。

4 独立小地主・耕作者・市民党（略称：小地主党、FKGP）

歴史的政党で、1930 年 10 月に結成され、1948 年まで議会において農民階級の利益を代表していた。戦後は、中道的・右派的勢力を統合する複合的な政党になった。再結成は、1988 年 11 月 18 日、正式登録は 1990 年 1 月 4 日。党員約 6 万 4,000 人（1994 年）。

地区組織、郡・市組織、県組織という地方行政団体に準じた構成を持ち、決議機関として

党大会が存在する。中央組織としては、幹部会、政治委員会、全国執行委員会、歴史会員部会がある。

収入の 9 割を国家助成に頼っている。

5 キリスト教民主国民党（略称：KDNP）

1944 年秋に結成されたが、翌年、党名を民主国民党に変更し、1949 年、自ら解散に至っている。思想的にはフランス的なカトリシズムの伝統を継ぐものといわれている。活動再開は 1989 年 9 月、正式登録は同年 12 月 6 日。党員約 2 万 6,000 人（1993 年）。

党の指導機関は幹部会及び執行機関であり、これらが 2 つの全国代議員会及び党大会の開催期間以外の時期に指導する。

収入の 8 割を国家助成が占めている。

6 青年民主同盟（略称：FIDESZ）

急進的な大学生組織を母体として、1988 年 3 月 30 日に結成され、1990 年 2 月 8 日に登録されたが、現在は穏健主義に転換した。党員約 1 万 3,500 人（1993 年）。

執行・代議機関は 11 名で構成される全国幹事会である。全国幹事会は、党大会で選出される 8 名と、党議長、全国代議員会議長、院内会派議長の 3 名とで構成される。

収入の 9 割は国家助成である。

第4章 地方公共団体の構造とその機能

ハンガリーでは、他の中東欧諸国と同様に、共産主義政権の崩壊後、直ちに地方自治制度の改革が実施された。1990年5月の国会の開会からわずか6ヶ月以内に、新しい地方自治法（Act LXV of 1990 on Local Governments 以下、「法」という。）及び地方選挙法（Act LXIV of 1990 on the Election of the Representatives and Mayors of the Local Governments）が、6週間の論議の末に成立し、約3,100の市町村で首長と議員が選出された。

このようなスピードにもかかわらず、ハンガリーでは他の旧社会主義諸国に比べ、はるかに包括的に地方自治改革が実施された。ポーランド、チェコ共和国、スロバキア共和国と異なり、ハンガリーの改革には、上層の地方公共団体すなわち首都ブダペストと20（現在は19）の県が含まれたほか、国の地方機関も対象となった。地方公共団体への広範囲にわたる権限の委譲は、ほぼ2年以内に完了した。さらに、1991年初頭には、議会で承認された5種類の地方税の指定、財源配分、補助金の配分を含め、財政の枠組みが確立された。また、地方公共団体の職員の雇用についても、1992年の行政法（public service legislation）に規定された。

このように迅速に幅広く改革がなされたのは、社会主義の終焉を予期して改革前から準備が進められていたからである。ハンガリーの学者は、1980年代半ばから西欧の制度について研究しており、少なくとも政権が交代する2年前から行政協会（Institute of Public Administration）を中心として改革について審議し、法案の準備がなされていた。新法の制定と新議会の選挙はハンガリーにおける民主主義の回復のための必須の手段であった。地方自治制度改革に当たっては、旧制度と新制度を区別する、以下の特色がとりわけ強調された。

- ① 地方自治体を国の機関と区別する。この点は、法人格とそれに関連する財産の所有権に反映される。
- ② いかなる規模の自治体も独立した地方自治権を有する。近隣の自治体と共同で行政事務を行うかどうかは、義務ではなく任意である。
- ③ 複数政党制の枠組みの中で、自由競争による選挙を実施する。
- ④ 上層と下層の自治体間に上下関係は存在しない。また、合法性の問題に対する監督権

も制限する。

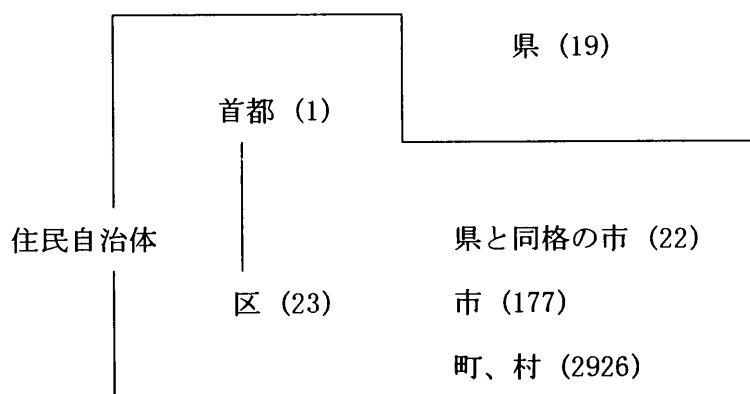
- ⑤ 地方自治体は、自由裁量により独自の税を課し、交渉によってではなく規範によって国税の一部及び補助金を受ける権利を有する。

このような点において、ハンガリーの地方自治法はヨーロッパの中で最もリベラルである。

しかしながら、地方自治の運営に関しては、次第に問題点も顕在化してきている。例えば、比較的大規模な地方公共団体のほとんどにおいて、中央政府と対立する政党が支配的であり、地方自治の権限と機能はかなり競争的な政治環境の下で行使されているため、制度の構造上及び運営上の欠点が明らかになってきても、それを修正することが難しい状況にある。また、地方財政の将来が悲観されているにもかかわらず、厳しい経済状況下で中央と地方の財政関係は緊張したままである。

第1節 地方公共団体の構造

ハンガリーの地方公共団体の構造は、下図の通り二層制である。上層団体は、19の県と首都ブダペストで、首都は23の区に分かれている。下層団体は、市町村で3125存在する。県を除く地方公共団体は、住民自治体と呼ばれている。



※ () 内は 1996 年 1 月 1 日現在の団体数

1 市町村

市町村は、住民によって直接選出された議会を有する。3,125 の市町村のうち、人口 1 万人未満の自治体は 2,988、うち千人未満の自治体が 1,709 ある（1995 年 1 月 1 日現在）。また、177 の団体が市として認められており、そのほとんどが 1 万人を超える人口を有している。

法の下では、市町村は同じ地位と責任を有しているが、人口 5 万人を超える市は、議会によって県と同格の都市として指定され、県には属さず、その領域内において県の機能も有する。よって、その市の領域内においては、県はその権限を有しない。現在、18 の県都とドナウイヴァーロシュ、ホードメゼーヴァーシャーレヘイ、ナジカニジャ、ショプロンの 4 市がこの地位を認められている。これは、日本の政令指定都市や 1974 年以前のイギリスのカウンティ・バラに類似している。

2 県

県は、住民によって直接選出された議員によって構成された議会を有する。

県には市町村を監督する権限はなくなり、市町村に配分される補助金も、県を通して交付されることはなくなった。

国の特別機関の支部が県レベルでまだ機能し続けている場合があるが、それらは県の運営、財政から独立している。例として気象観測所、道路運送免許・国道維持管理理事会が挙げられる。

3 首都

首都ブダペストは、国の全人口の約 20% を有し、他の都市と比べてはるかに大きく、県としての地位を有している。

首都は 23 の区に分けられている。しかし、区以外の部分（市町村）を持たない点で東京都とは異なっている。区も地方公共団体の 1 つであるが、住民によって直接選出される議員と各区代表の議員によって構成される議会を持っている点で、他の地方公共団体とは異なっている。

首都と区の機能及び財源については特別法によって定められており、一般的な形式には従

っていない。

第2節 地方公共団体の機能

法第1条第1項は、地方公共団体は、その責務と権限の範囲内にある地方公共事務について、独立して処理することができることを定めている。その上、法によって他の機関の権限に属すると定められていない地方公共事務についても、法律に反しない限り、任意に処理することができる。また、当該地方公共団体の域内に関連のある事項について、意見を表明したり、質問を提出したりすることができ、当該事項について権限を有する機関は、回答又は決定を示すことが義務づけられている（法第2条）。

1 市町村の機能

法第8条は、住民自治体の職務について定めている。住民自治体は、地域住民の要求に基づき、財源に応じて、次の職務のうちどの内容を、どの程度、またどのような方法によって行うかを独自に決定する（法第8条第1項、第2項）。

- ・ 地域開発
- ・ 地域計画
- ・ 建造物保護、自然環境保護
- ・ 住宅管理
- ・ 水資源計画、雨水排水
- ・ 運河、下水道
- ・ 公共墓地の管理
- ・ 地域公共道路及び公共区域の管理
- ・ 地域公共輸送
- ・ 公衆衛生と地域の美化
- ・ 消防、地域の安全対策
- ・ エネルギーの地方供給への関与
- ・ 雇用対策への関与

- ・幼稚園及び初等教育
- ・保健医療、社会福祉
- ・児童及び青少年に対する事務
- ・公共スペースや広場の提供
- ・社会教育、科学、芸術、スポーツ活動の支援
- ・少数民族の権利擁護
- ・住民が健康な生活を営むために必要な諸条件の整備

ただし、次の事項については、地方公共団体が行うよう義務づけられている（法第8条第4項）。

- ・安全な飲料水の提供
- ・幼稚園や初等教育機関での指導、教育
- ・基本的な保健医療、社会福祉
- ・街灯の管理
- ・地域公共道路及び公共墓地の維持管理
- ・少数民族の権利擁護

市町村は、街灯管理、道路清掃、ゴミ収集、公園や墓地の管理のような一般的な地方公共サービスについては、通常、地方公共事業実施企業体に委託している。全ての市は独自の企業体をもっているが、町村は共同で企業体を設立したり、近隣の市に委託したりしている。

2 県の機能

法第70条第1項は、次の職務を執行することを県の義務と定めている。

- ・中等学校、専門学校、カレッジの管理。（他の法律によりその提供を求められている住民自治体によって執行されない場合に限る。）
- ・県内で発見された自然的、社会的に価値にあるもの及び歴史的書類の収集、保管、科学的処理。
- ・県立図書館におけるサービス。教育法と一般教育に関する専門的なコンサルタント及びサービス。

- ・ 県の体育教育、スポーツ組織に関する職務。児童と青少年の権利の擁護。
- ・ 保健医療機関で継続的に医療を受ける児童の教育。
- ・ 健康を損ねているため他の生徒と同一に教育を受けられない児童の教育、養育、ケア。
- ・ 基本的ケアを超える特別保健医療ケア。

（前 3 項目は他の法律又は児童と青少年の保護に関する特別な定めに従ってこれらサービスの提供を義務づけられている住民自治体が執行しない場合に限る。）

- ・ 特別社会サービスの県内の調整。
- ・ 特別条項に定められている職務の執行。
- ・ 建築及び自然環境の保全に関する職務の調整及び地域計画の調整、県内の観光資源の調査、県内の観光目標の設定、それらの事業活動の調整。
- ・ 県内の雇用に関する職務及び職業訓練の調整、県内の情報システムの改善に関する職務。

法により実施が義務づけられている職務の他にも、自らの判断で公共事務を執行することができる。ただし、それは法によって他の組織の職務と権限に専属すると定められておらず、かつその実施が県内の市町村の利益を侵害しない場合に限られている。（法第 70 条第 4 項）

3 首都の機能

首都とその領域内に存在する 23 の区は、個々の責任と権限を有し、区も独立してその職務を執行する。（法第 63 条）

首都内の区は、幼稚園教育、初等教育、基本的な保健医療ケア、社会福祉サービスの提供、飲料水の提供、地域公共道路の維持、少数民族の権利擁護をその職務とする。

首都は、住民自治体としての職務を執行するほか、首都全域又は複数の区に及ぶ権限あるいは首都の役割に関する権限を行使する。（法同条第 2 項）

第3節 地方選挙

ハンガリーでは、改革後、国政選挙と同じく地方選挙も民主的になされるように改正され、18歳以上の男女に普通選挙権が与えられている。また、国籍を持たない外国人の場合でも、移民者は選挙権と被選挙権を有している。地方公共団体別の選挙制度は、次のとおりである。

1 人口1万人以下の地方公共団体

議員は、4年の任期で直接公選される。自治体全体が単一の選挙区をなす大選挙区制によって行われる。立候補に際しては、有権者の3%以上の推薦が必要である。有権者は議席数と同数の候補者に投票することができ、得票数の多い順に当選する。人口規模によって議員数は3人から13人となっている。

1990年選挙では、選挙結果が有効になるためには40%以上の投票率が必要であり、これに達しなかった場合は、再投票が行われた。再投票の結果は投票率に関係なく有効であった。しかし、1994年選挙ではこの点は改正され、投票率にかかわらず、投票は1度きりになった。再投票制の廃止は、他の区分の地方公共団体の選挙についても同様である。

首長は、住民の直接選挙で選出される。立候補に際しては、有権者の5%以上の推薦者が必要である。

2 人口1万人を超える地方公共団体

議員選挙は、小選挙区制と比例制が併用されている。1990年選挙では国政選挙と同じく、両選挙区の並立制で行われたが、1994年では両選挙区での選挙を一度で済ませる併用制に移行した。また、比例区は小選挙区制を補完する役割へと縮小された。小選挙区では、有権者の3%以上の推薦が立候補要件である。また、比例区への党派の参加資格は、小選挙区の4分の1以上の選挙区で候補者をたてていることである。

議員数は最低19人。人口が5万人になると議員数は27人になり、それ以上は人口1万人ごとに議員が2名増加する。

首長は、1990年選挙では議会によって選任されたが、1994年選挙では、直接公選に改められた。立候補に際しては、人口10万人を超える自治体では有権者の2%、それ以外の自治体では3%以上の推薦が必要である。

3 県

県議会議員は、1990 年選挙では県内の自治体の議会議員によって互選で選出されたが、1994 年選挙から比例代表制による住民の直接公選に改められた。選挙区には人口 1 万人以下の自治体から成る区と、人口 1 万人を超える自治体から成る区の 2 種類があり、それぞれの定数を有する。県議会議員の比例選挙では個人区がないので、有権者から推薦を集めなければならない、県内有権者の 0.5%以上の推薦が必要である。また、国政選挙の比例代表区と同じく、最低得票率条項が設けられており、4%の得票率を超えた党派に議席が割り振られる。議員数は人口 1 万人あたり 1 名、最小限 50 名となっている。

県議会議長は、県議会によって選出される。

4 首都

市議会は、住民選挙によって選出される議員と、市内の各区の代表の二者によって構成される。住民選出議員は、市全体を 1 選挙区とし、政党別の立候補者名簿による比例代表制で選ばれる。定数は 66 である。この比例区への党派の参加資格は、少なくとも 6 つの区の区議会議員選挙比例区で参加資格を得ていることである。また、4%の最低得票率条項が設けられ、これを超えた党派に議席が割り振られる。区代表は、各区議会から 1 名ずつ選出され、現在 23 名いる。

市長は、1990 年には議会によって選出されたが、1994 年選挙では住民の直接公選によって選出された。立候補要件は、有権者の 1%以上の推薦である。

2 回の地方選挙の投票率は、以下の通りである。

・ 1990 年

第 1 回目（ 9 月 30 日実施）：投票率 40.18%

第 2 回目（10 月 14 日実施）：投票率 28.94%

・ 1994 年

12 月 11 日実施：投票率 43.44%

1990 年、1994 年ともに都市部と非都市部では選挙結果に大きな違いがあった。人口 1 万人以下の自治体（主に町村）においては、1990 年選挙では首長の 82.9%、議員の 71.2%が、また 1994 年選挙では首長の 87.6%、議員の 81.4%が無所属の候補者から選ばれた。これに対して、人口 1 万人以上の都市（主に市及び区）においては 1990 年選挙で議員の 7.7%が無所属の候補者から選ばれたのに対して、自由民主同盟候補者が 18.9%、民主フォーラム候補者が 15.0%を占めた。また 1994 年選挙では首長の 13.6%、議員の 5.1%が無所属候補から選ばれたのに対して、首長の 19.8%がハンガリー社会党、12.4%が自由民主同盟から選ばれ、議員についても 28.2%をハンガリー社会党、13.2%を自由民主同盟が占めた。

この結果から、非都市部では無所属化傾向が強いが、都市部では逆に全国政党からの候補者の割合が多く、中央との関係が強いことが分かる。この理由の 1 つとして、人口 1 万人以下の自治体における選挙では大選挙区制が採用されているのに対して、人口 1 万人以上の都市における選挙では小選挙区制の他に比例代表制を採用しており、この比例代表制が政党候補にとって有利に働いていることが考えられる。

第 4 節 地方議会と議員

1 議会の権限

地方公共団体の最高機関は議会である。

議会は、内部組織を決定し、法律に定めがなく、かつ法律によりその実施の権限が与えられている地域の社会生活に関する事項につき条例を制定することができる（法第 16 条第 1 項）。また、その権限の範囲にある公共サービスの提供を目的として、外郭団体を設立し、その長を任命する。更に、経済的な事業の実施を目的として、経済関連の共同組織を設立し、又は、協同組合を組織することができる（法第 9 条第 4 項）。

議会は、その権限の一部を首長、委員会、地方公共団体の一部、少数民族地区自治体議会に委譲することができる。その委任された権限の行使については、議会から指示を与え、また、その権限を取り消すことができる（法第 9 条第 3 項）。ただし、

- ・ 条例の制定及び改廃

- ・ 議会組織の決定及び運営
- ・ 住民投票の実施
- ・ 予算の決定、決算の承認、地方税の賦課、議会が定めた限度額を超える借入れ、債券の発行、寄付又は基金の授受
- ・ 外郭団体の設立
- ・ 海外の地方公共団体との協力及び地方公共団体の国際組織への参加
- ・ 憲法裁判所での訴訟手続きの開始

等については、委任できない（法第 10 条）。

議会は、その任期の満了前であっても、記名投票で有効な過半数の賛成をもって、その解散を宣言することができる。この場合には 75 日以内に臨時選挙が行われる。

2 議会の運営

法は、市町村議会の運営について次のように定めている。県議会についても法に特段の定めのない限り、これが適用される。

議会は、年 6 回以上開催され、その召集は、議員 4 分の 1 又は委員会の請求により行われる。首長が議長を務め、議会を招集し、議事進行を司る（法第 12 条第 1 項、第 2 項）。会議は全議員の半数以上の出席をもって定足数とし、議案の可決には、出席議員の過半数の賛成を必要とする（法第 14 条第 1 項）。ただし、秘密会にするかどうかの決定等に関しては、総議員の過半数の賛成を要する（法第 15 条第 1 項）。

会議は、公開を原則とするが、次の場合には秘密会にしなければならない。

選挙、任命及び解雇に関する審議、執行機関の幹部の任命又は更迭、懲戒手続き、懲罰及び罰金の決定、当事者の陳述が求められている個人に関わる事項で当事者が公開の審議に同意しない場合、利害の衝突のある市町村に関わる事項、勲章に関する審議。

このほか、財産の処分及び入札に関する審議において、公開の審議が公の利益を損なう場合も秘密会にすることができる（法第 12 条第 3 項、第 4 項）。

また、法は、地方自治が住民の意見を十分に反映することを保証するための規定も定めている。まず、議会は最低年 1 回、開会の前に告示した上で、公聴会を開かなければならない。公聴会で住民は、質問したり公共の利益に関する提案をすることができる（法第 13 条）。

また、議会が重要な事項について決定する際に、住民や地域団体に情報を提供したり、意見を聴取するためのフォーラムを開催する旨の規定を定めなければならない（法第 18 条第 2 項）。さらに、議会は、その権限に属する事項について住民投票に付することができる。ただし、予算、課税等については住民投票に付することができない（法第 46 条）。この他、条例で定められた数を満たす住民は、その地域の事項に関し住民投票の実施を請求することができ、この場合、議会は住民投票の実施を義務づけられる。（法第 47 条第 2 項）。住民投票の結果は議会を拘束する（法第 48 条）。

第 5 節 行政部門

1 首長及び副首長

市町村及び首都の首長は、住民による直接選挙で選出され、他方、県知事は、県議会によって選出される。首長は、各地方公共団体の事務処理に関して責任を負い、職員を任命し、予算を執行し、行政部門を指揮する。実際には、財政、都市計画及び自身の専門分野に関わる部門を監督し、他の部門は副首長の補佐によって統率される。

副首長は、議会によって選出され、首長の指示の下に首長の職務を代行し、又は補佐する役割を担っている。常任の副首長は、人口 3 千人以上の地方公共団体において選出することができる。

2 行政公証人

ハンガリーの地方公共団体の組織に特徴的なのは、行政公証人（ハンガリー語では、jegyző。ハンガリー内務省英訳の地方自治法では、chief administrator と notary の 2 つの訳語を用いている。）の存在である。行政公証人は、首長を補佐し、地方公共団体の職務の執行を統括する役割を担っている。また、その決定が法に反するときは、議会、委員会、首長に報告する。

行政公証人は、このような職務の専門的性質のため、弁護士又は行政を専門的に学んだ者でなければならない、その資格は法律により定められている。

人口 1 千人未満の地方公共団体は、県内の近隣の地方公共団体と共同で行政公証人を雇用

し、共同の事務所を設けることができる。ただし、このような地方公共団体であっても、必要な資格を有する行政公証人を任命できる場合は、単独で事務所を設けることができる。人口1千人以上2千人未満の地方公共団体も独自に行政公証人を雇用できない場合は、共同の事務所に加わることができる。共同の行政公証人事務所は、各地方公共団体の事務局の職務を執行する。このことは、個々の地方公共団体からいえば、議会は有するが、執行機関は共同で維持するということを意味する。

3 地方公務員

1993年1月の時点で、地方公務員の数は4万4,438人となっている。最も多いのは、弁護士及び行政専攻者であり、次に経済専門家が続く。残りは、教育、土木、薬学の専攻者等である。

地方公務員は、首長によって任命されるが、公務員法に定められた資格を持つ場合、又は2年以内にその資格を取得する場合は、その身分が保障される。この規定は、改革前に任命された職員にも適用される。

地方公務員の給与は、国家公務員の給与表に基づいて支給される。この給与表は国会の承認なしに改訂することはできない。しかし、この給与表のどの階級に自己の職員を位置づけるかは各地方公共団体の自由である。具体的には、各階級の給与は、大臣の給与との比較で決定される。例えば、首長の給与は、大臣の給与の30%から80%の間に位置づけられている。

第6節 国と地方の関係

共産党政権下においては、ハンガリーの地方公共団体は国の支部として機能していた。改革後の新憲法では、地方公共団体は独立した存在とされ、法律によって定められた権限と責務を遂行する権利を有することが認められた。よって、今回の地方自治制度改革の焦点の1つは、地方公共団体を国の過度の統制から守ることにあると言える。

地方自治法は第10章において地方公共団体と中央国家機関の関係について定めている。その主なものは次の2点である。

- (1) 国会は、地方議会が憲法に反すると認める場合には、憲法裁判所に協議し、かつ、その解散について審議する会議に当該地方公共団体の首長の出席を求めた上で、当該地方議会の解散を決定する。この場合には、解散から 60 日以内に臨時選挙が行われる。また、新しい議会の選挙までの期間における特定地方公共団体の運営及び国の事務を指示する委員が大統領によって任命される（法第 93 条第 2 項、第 3 項、第 94 条 d））。
- (2) 1990 年の地方自治法成立によって、もはや県と市町村の間に上下関係はなくなり、県が市町村を監督する権限は剥奪された。そこで、この従来の県の監督権限に代わって、市町村を監督する機関として、首都及び県に国の機関である国家行政事務局が置かれた。その長は、他の法律に定められた資格を有する者の中から内務大臣によって任命される（法第 100 条第 1 項）。地方自治法に定められた国家行政事務局の職務は、次のようになっている。
- ① 地方公共団体の合法性を検証し、審議を経た地方公共団体の決定をその合法性に関してのみ調査する（法第 98 条第 2 項 a））。地方公共団体が法に反していると認められる場合、国家行政事務局長は、期限を定めて法の侵害を中止するよう請求する。当該地方公共団体は、その事実について調査し、それについて取られる手段について、又は請求に対する反対意見を、期限内に国家行政事務局長に報告しなければならない（法第 99 条第 1 項）。
- 期限内に手段が講じられなかった場合には、国家行政事務局長は次の手続きを進めることができる（法同条第 2 項）。
- ・ 憲法裁判所による法律に違反する条例の改正又は廃止
 - ・ 裁判所による法律に違反する決議の修正
 - ・ 違法な状態を停止し、議会の関係ある役員の責任を証明するための議会の召集
- これらの法的手続きの開始は、法を違反する決定の執行に対しては効力を持たないが、その執行の中止を裁判所に訴えることができる。また、執行が公共の利益の著し

い侵害又は回復不可能な損害をもたらす場合には、執行の中止を裁判所に請求しなければならない（法第 99 条第 3 項）。

- ② 地方公共団体が行った国の事務で、かつ、国家行政機関が法的制裁を行う権限を有さない事項に関して、法的制裁機関として機能する（法第 98 条第 2 項 b））。
- ③ 法律に従って政府から権限を委譲され、又は法律によって権限を与えられた国の事務を執行する。
- ④ 首都又は県の区域内の国家行政事務局及び国家行政機関の活動を調整する（法同条同項 d））。
- ⑤ 国家会計検査局と共同で地方公共団体の財政運営の調査を行うことができる（法同条同項 e））。
- ⑥ 首長が議会の招集の請求から 15 日以内に議会を召集しなかった場合は、議会を招集する（法同条同項 f））。
- ⑦ 地方公共団体からの求めによって、その義務と権限に属する事項について専門的な援助を行う（法同条同項 g））。

このように、国は地域での国の事務の遂行及び地方公共団体の執行する職務の合法性の監督等についてのみ権限を有する。しかしながら、共産党官僚による恣意的な支配というごく最近までの歴史に加え、現在の政党間の激しい争い、国で政権を握っている政党と大規模地方公共団体の支配政党が異なっていることから、国と地方の間には対立も存在する。